

高齢者、障がい者、外国人、若者、子育て世帯の方等の 住まい探しを応援します。

入居者に
突然事故が起きたら
どうしよう…

空室情報を提供
したいときは？

保証人が
見つからない…

車椅子で入居できる？
相談できる
不動産店は…

家賃が
支払われなくなると不安

高齢を理由に
入居を断られる
のでは…

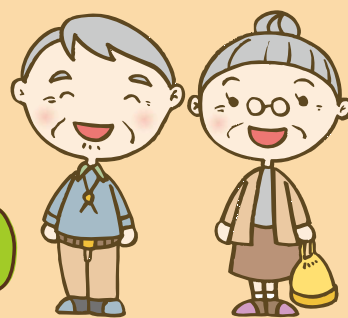
鳥取県 あんしん賃貸 支援事業

貸したい方

借りたい方

賃貸住宅のさまざまな不安を解消して

「貸したい」と「借りたい」を
つなぎます



高齢者・障がい者・外国人・若者・子育て世帯の方等の入居に協力する
不動産店や賃貸住宅を登録します。

高齢者、障がい者、外国人、若者、子育て世帯の方等の入居の相談を受け付ける（裏面をご覧ください。）ほか、あんしん賃貸支援事業に協力する不動産店、賃貸住宅を登録し、公開しています。

登録情報は、鳥取県居住支援協議会のホームページ（<http://www.tottori-kyoju.com>）で公開しているほか、宅建協会が運営するイエとち鳥取（<http://www.ietoti.jp>）でもご確認いただけます。



家賃債務保証制度の情報を提供します。

家賃の不払いに対する貸主の不安感を解消するなど、高齢者、障がい者、子育て世帯の方等の入居を支援する制度です。（一財）高齢者住宅財団の家賃債務保証制度では、月額賃貸の35%の保証料で2年間、滞納家賃や原状回復費用などの保証を行います。（詳しくは、高齢者住宅財団（0120-602-708）又は鳥取県居住支援協議会事務局にお尋ねください。）



あんしん賃貸支援事業は、鳥取県居住支援協議会が実施しています。

鳥取県居住支援協議会は、県、市、一部の町、不動産関係団体及び福祉関係団体等で構成する、住宅セーフティネット法に基づく協議会です。あんしん賃貸支援事業や住宅・福祉部会活動を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

あんしん賃貸支援事業とは

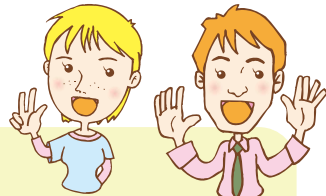
賃貸住宅を経営する家主・不動産店の方々と県・市町村・福祉関係者等が連携して、高齢者、障がい者、外国人、若者、子育て世帯といった『住宅の確保に配慮を要する方』の住まいの確保と安定を支援する制度です。
借りたい方と貸したい方の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅へ安心して入居できるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。



支援の対象となる方

次の方であって、家賃を適正に支払い、自立した日常生活を送ることが可能な方を対象として、賃貸住宅への入居を支援します。

- 高齢者 ○障がい者 ○外国人 ○若者 ○子育て世帯等の住宅の確保に困っている方すべて



高齢者・障がい者・外国人・若者・子育て世帯等のみなさまへ

ご相談ください

「あんしん賃貸支援事業相談員」が事業への問い合わせや入居のご相談などをお受けしています。分からないこと、不安なことなどがありましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

担当地域	事務所所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端2丁目125(鳥取県不動産会館1F) 宅建協会東部支部	Tel 090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 午前9時から午後5時 (祝祭日を除く。)
中部 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東蔵城町120-2(ヨコジウビル3F) 宅建協会中部支部		
西部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市目久美町34-17 宅建協会西部支部	Tel 080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

また、あんしん賃貸支援事業に協力する『あんしん賃貸住宅協力店』や、連携する福祉関係の窓口等でも住まい探しのお手伝いをしています。福祉関係窓口(協議会会員)の連絡先はホームページでご覧いただけます。

家主・不動産店のみなさまへ

あんしん賃貸支援事業では事業対象者の方の入居に協力する不動産店を『あんしん賃貸住宅協力店』、入居を受け入れる民間賃貸住宅を『あんしん賃貸住宅』として登録し、広く情報提供を行っています。

行政や福祉関係者等と連携することで、安心して住宅の確保に配慮を要する方に入居いただくことができるため、物件の有効活用が可能となり、また同時に地域社会に大きく貢献することができます。

住居支援の配慮を必要とされている多くの方が地域で安心して暮らしていくためには、皆様のご理解とご協力が必要です。ぜひ、『あんしん賃貸住宅協力店』、『あんしん賃貸住宅』として登録をお願いします。



『あんしん賃貸住宅協力店』『あんしん賃貸住宅』登録方法

登録申請

- 協議会に登録申請
- 不動産店登録の場合、所属する不動産団体を經由
 - 住宅登録の場合は家主又は家主の了解を得た不動産店が申請



登録

- 協議会事務局((公社)鳥取県宅地建物取引業協会内)が申請内容を審査し、登録



公開

- 協議会ホームページ
- イエとち鳥取ホームページ
- 協議会会報等に掲載
- 相談員による相談対応時、広報活動での登録リストの利用

登録申請の様式は、鳥取県居住支援協議会事務局でお渡ししているほか、協議会のホームページ(<http://www.tottori-kyoju.com>)でもダウンロードすることができます。

問い合わせ先

鳥取県居住支援協議会事務局
(公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内)

〒680-0036 鳥取市川端二丁目125
電話: 0857-23-3569 ファクシミリ: 0857-27-1854
ホームページ <http://www.tottori-kyoju.com>
Eメール info@tottori-kyoju.com

